

生駒市条例第34号

生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月7日

生駒市長 山下 真

生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例  
生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年2月生駒市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「職員が部分休業」を「職員が修学部分休業（当該職員が大学その他の教育施設における修学のため、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、部分休業」に改める。

附 則

この条例は、平成26年11月1日から施行する。